

個人情報の保護と有用性の確保に関する制度改正

— 個人情報保護法及び番号利用法の一部を改正する法律案 —

内閣委員会調査室 谷澤 光

1. はじめに

平成17年4月に個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「個人情報保護法」という。）が施行されてから10年が経過した。近年の情報通信技術の発展により、これまで蓄積された多種多様かつ膨大な、いわゆるビッグデータの収集・分析が可能となり、データの利活用が経済の活性化を促進する等の指摘もなされている。こうした中、個人情報保護法に対し、個人情報として取り扱うべき範囲の曖昧さのため事業者が利活用を躊躇し、ビッグデータのうち特に利用価値が高いとされている個人の行動・状態等に関するパーソナルデータの利活用が十分に行われていないとの指摘があり、また一方では、多くの個人情報データの流出を始め、消費者の個人情報及びプライバシーの保護が十分でないとの指摘がなされている。

曖昧さによるトラブルの例としてJR東日本のSuica¹問題がある。25年6月、JR東日本は、約4,300万枚に及ぶSuicaの履歴情報を日立製作所に提供し、分析結果を用いたマーケティング資料を駅周辺の事業者提供することを明らかにした。しかし、JR東日本は、利用者に対しSuicaデータの社外提供に関する説明を行わなかったため、苦情や問い合わせを受けることとなった²。

流出の例として26年7月には、教育事業大手のベネッセホールディングスにおける個人情報データの流出が問題となった。これを受けて、菅官房長官は、7月11日の閣議後の記者会見で、「現行の個人情報保護法では、情報流出の被害を受けた個人が申立てをすれば情報を削除できる手続になっているが、全体を消去できるわけではない。個人情報保護法の改正が検討課題の一つになってきているが、このような事件も発生しているので、改正という方向で考えていきたい³」旨発言している。

また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（以下「番号利用法」という。）については、25年5月31日に公布されて以降、番号制度導入のための政省令等の整備やシステム構築、周知・広報等が行われている。27年10月には個人番号（以下「マイナンバー」という。）が通知され、28年1月にはマイナンバーの利用が開始される予定である。番号利用法は、一般法たる個人情報保護法に対する特別法という位置付けであるが、今回、現行の番号利用法附則第6条の検討事項（個人番号の利用範囲の拡大、特定個人情報保護委員会の所掌事務の拡大等）に基づく措置を前倒しして実施する形で改正することとなった。

¹ 鉄道、バス、買物等で使用できるJR東日本のICカードのこと。

² 石井夏生利「ビッグデータと個人情報保護」『予防時報』258号（平26.7.3）9頁

³ 『日本経済新聞』夕刊（平26.7.11）等

本稿では、法案提出に至る経緯、改正のポイント、主な論点として考えられるものを中心としつつ、EUの動向についても参考として紹介する。

2. 法案提出に至る経緯⁴

パーソナルデータの利活用については、総務省において平成24年11月に「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」（座長：堀部政男一橋大学名誉教授）が発足し、25年6月12日には、パーソナルデータの利活用の枠組みの実施についての具体的な方向性等を示した報告書が公開された。

第二次安倍内閣は、25年6月14日に「世界最先端IT国家創造宣言」を閣議決定した。そして、同宣言に基づく検討に入るため、同日、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（以下「IT総合戦略本部」という。）の下に、新たな検討組織として「パーソナルデータに関する検討会」（座長：堀部政男一橋大学名誉教授）を設置した。同検討会は、12月10日に「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」の案を策定し、同月20日にIT総合戦略本部において同方針として決定された。同方針では、詳細な制度設計を含めた検討を加速させ、検討結果に応じて、26年6月までに、法改正の内容を大綱として取りまとめ、27年常会への法案提出を目指すこととされた。

これを受けてパーソナルデータに関する検討会は、26年6月19日、「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」（以下「大綱」という。）の案を策定し、同月24日にIT総合戦略本部において大綱として決定した。

法案作成に向け、6月25日から7月24日までの間、大綱がパブリックコメントに付され、個人142名、法人・団体71社から1,051件の意見が寄せられた。複数寄せられた項目の一例として、「個人が特定される可能性を低減したデータの取扱い」については、消費者視点から「個人が特定される可能性を低減したデータであっても、本人同意は必要であり、オプトイン⁵やオプトアウト⁶により加工対象から外すことにすべき」旨の意見と、事業者視点から「個人が特定される可能性を低減したデータの取扱いについては、保護すべき個人情報の対象外にするなど、事業者の運用負担を高めないようにすべき」旨の意見が挙げられた。また、「いわゆる名簿屋」については、「入手元や入手方法のエビデンスを付与した、トレーサビリティ⁷の確保された情報のみを売却できるような仕組みが必要」というように、自分の個人情報がどこで誰に利用されているかを把握できるようにすべきという意見が寄せられた。

パブリックコメントの募集と同時期の7月15日には、消費者委員会から大綱に対する「意見」が出された。また、同委員会は7月に発覚したベネッセホールディングスの個人情報データの流出事件等を受けて、9月9日に「いわゆる名簿屋等に関する今後検討すべき課題についての意見」を公表した。

⁴ 詳細については、久保田正志「パーソナルデータの利活用と個人情報保護法改正」『立法と調査』第360号（平成27.1）参照

⁵ 個人データの第三者提供について、事前の本人同意を原則とすること。

⁶ 本人の求めに応じて個人データの第三者への提供を停止すること。

⁷ 必要に応じて個人情報の流通経路をたどることができるようにすること。

これらの経緯を踏まえ、12月19日、第13回パーソナルデータに関する検討会において、個人情報保護法改正法案の骨子（案）が公開された。

一方、番号利用法については、IT総合戦略本部の下に置かれた新戦略推進専門調査会マイナンバー等分科会を中心に、関係府省の協力を得て、マイナンバーの適用拡大等について調査・検討が行われてきた。そして27年2月16日、第8回マイナンバー等分科会において、法律案の概要が公表された。

3月10日、「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案」として閣議決定され、同日衆議院に提出された。なお、法律案の策定過程で、個人情報保護法の改正部分については、いくつかの項目に骨子（案）からの変更があった。

3. 個人情報の保護に関する海外の動向

今回の法改正の動きの背景にあるEUを始めとした海外の動向について、大綱では、「企業活動がグローバル化する中、情報通信技術の進展により、クラウドサービス等国境を越えた情報の流通が極めて容易になってきており、このような変化に対応するため、世界各国において、我が国も加盟国であるOECD（経済協力開発機構）が平成25年7月にプライバシーガイドラインを改正したほか、米国において24年2月に消費者プライバシー権利章典が公表され、EUにおいても26年3月に個人データ保護規則案が欧州議会本会議にて可決され、さらに継続検討が行われるなど、個人情報及びプライバシーの保護に関する議論や法整備が世界的にも進んできている」とし、「このような状況を踏まえ、我が国に世界中のデータが集積し得る事業環境に対応するためにも、諸外国における情報の利用・流通とプライバシー保護の双方を確保するための取組に配慮し、制度の国際的な調和を図る必要がある」としている。

（1）OECDプライバシーガイドライン

昭和55年（1980年）、OECDは、「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告⁸」（以下「プライバシーガイドライン」という。）を公表した。プライバシーガイドラインは、プライバシー・個人情報保護及び情報セキュリティ関係の各OECDガイドラインの中核をなすガイドラインと位置付けられ、個人情報保護に必要な基本的事項を定めたものであり、「OECDプライバシー8原則」とし、次のとおり明示している⁹。

- ① 収集制限の原則（適法かつ公正な手段によって本人への通知または同意に基づく収集を行うこと）
- ② データ内容の原則（データ内容の正確性、完全性、最新性を確保すること）

⁸ "Recommendation of the Council concerning Guidelines Governing the Protection of Privacy and Transborder Flows of Personal Data"の和訳。堀部政男ほか「OECDプライバシーガイドライン日本語訳（仮訳）」一般財団法人日本情報経済社会推進協会HP
<<http://www.jipdec.or.jp/publications/oecd/2013/01.pdf>>（平27.3.30最終アクセス）

⁹ 新保史生「OECDプライバシーガイドライン（2013改正）の解説」『NBL』No.1017（平26.1.15）

- ③ 目的明確化の原則（利用目的を明確にすること）
- ④ 利用制限の原則（利用目的以外の目的での利用は行わないこと）
- ⑤ 安全保護の原則（個人情報の安全管理を行うこと）
- ⑥ 公開の原則（個人データの収集事実、所在、利用目的や管理者等に関する情報を公開すること）
- ⑦ 個人参加の原則（本人が関与できる機会を提供すること）
- ⑧ 責任の原則（個人情報の管理に当たっての責任の所在を明確にすること）

この原則は、個人情報の自由な国際流通の必要性に配慮しながらプライバシー保護を図ることを意図したもので、解釈にある程度の幅のある柔軟なガイドラインであるが、OECD加盟国は、この原則を国内法において考慮することが勧告されており、プライバシー保護の国際的な基本原則として現在まで多大な影響を及ぼしている¹⁰。

（２）EUにおける個人情報保護制度

平成5年にEUが誕生した当時は、EU加盟国の制定した個人データ保護に関する法律の保護水準や内容の違いが、情報の自由な移動に関する障害となり、企業や個人の活動に余分な負担をかけているといった状況が生じていた。そこで、プライバシー保護の要請と情報の自由な流通の要請を調整し、EU加盟国の個人情報に関する国内立法の調和、統一を図ることを目的として、7年10月、「個人データの取扱いに係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する欧州議会及び理事会の指令」（以下「データ保護指令」という。）が採択され、加盟国は当該指令を遵守するために必要な国内法の整備を義務付けられた¹¹。

EUの欧州委員会は、24年1月、「個人データの取扱いに係る個人の保護と当該データの自由な移動に関する欧州議会及び理事会の規則提案」（以下「規則提案」という。）を発表した。この規則提案はデータ保護指令を改正することを目的としている¹²。両者の法的効果の違いについて、データ保護指令は、「構成国を拘束するが、その具体的な形式及び手法は構成国に委ねられている」ものである一方、規則は、「構成国による国内法化を待たずに直接拘束力を有することとなる」ものであるとされる¹³。なお、EU法¹⁴は、基本的に通常立法手続を通じて欧州議会及び理事会において審議され、欧州議会と理事会の双方の合意を得て初めて成立することとなる¹⁵が、規則提案については、24年3月に欧州議会において可決したものの、理事会の議論が終わっていないため成立には至っていない。

また、データ保護指令第25条は、EU加盟国からの越境データ移転について、当該第三国が十分なレベルの保護措置を確保している場合に限って、行うことができると規定している。よってEUからのデータ移転を希望する国は、欧州委員会による十分性認定を受ける必要があるが、26年5月30日時点で認定を受けているのは、スイス、カナダ、アルゼ

¹⁰ 宇賀克也『個人情報保護法の逐条解説 第4版』（有斐閣、2013年）4頁

¹¹ 高崎晴夫「個人情報保護にかかわる法制度をめぐるEUの状況」『情報処理』Vol. 55 No. 12（平26.12）

¹² 石井夏生利「EU一般データ保護規則提案の動向（1）」『NBL』No. 1025（平26.5.15）

¹³ 第7回パーソナルデータに関する検討会（平26.4.16） 配付資料1-2（別添）

¹⁴ 規則（regulation）、指令（directive）、決定（decision）がある。

¹⁵ 根岸隆史「EU（1）-2014年欧州議会選挙結果とEUの動向-」『立法と調査』第355号（平26.8）

ンチン、ガーンジー、マン島、ジャージー、フェロー諸島、アンドラ、イスラエル、ウルグアイ、ニュージーランドの11カ国・地域である。

EUから充分性認定を受けていない我が国においては、日本企業は、欧州子会社の従業員や顧客のデータさえ、個別に契約手続などを行わなければデータを移すことができず、経済界からは、企業の競争力強化に充分性認定は欠かせないとの意見もある。

4. 改正のポイント¹⁶

(1) 個人情報保護法

ア 個人情報の定義の明確化

現行の個人情報保護法における「個人情報」は、第2条第1項において、「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう」と規定される。

事業者がパーソナルデータの利活用に躊躇しないよう、「個人情報」の範囲を明確化するとともに、個人の権利利益の侵害が生じることのないよう、取扱いに関する規律を定めることが必要とされ、改正案では、第2条第1項第2号において、個人情報の定義に「個人識別符号が含まれるもの」が新設された。これは、特定の個人の身体的特徴を変換したもの等は特定の個人を識別する情報であるため、「個人識別符号」として個人情報であると明確化する、という趣旨である。「個人識別符号」については第2条第2項各号で規定されているが、指紋データ、顔認識データ、旅券番号、免許証番号及び携帯電話番号のほか、マイナンバーについても該当する¹⁷。

また、第2条第3項として「要配慮個人情報」の規定を設け、本人に対する不当な差別又は偏見が生じないように人種、信条、病歴等が含まれる個人情報については、本人同意を得て取得することを原則義務化し（第17条第2項）、オプトアウト方式による第三者提供を禁止した（第23条第2項）。

イ 匿名加工情報に対する規律

個人データの目的外利用や第三者提供に当たって、本人の同意を必要とする現行の個人情報保護法の仕組みは、事業者にとって負担が大きく、「利活用の壁」になっているとの指摘を踏まえ、個人の特定性を低減したデータである匿名加工情報については個人情報から除外することとし、その取扱いに関する規律を定めることとした。

まず、匿名加工情報の定義について、「特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう」と規定する（第2条第9項）。

新設の第36条以下では、匿名加工情報取扱事業者等の義務を規定している。第一に、

¹⁶ 全面施行時点の条文の表記とする。

¹⁷ なお、「個人識別符号」に含まれるものについては政令で定めることとなる。

匿名加工情報の作成に際しては個人情報保護委員会規則で定める基準に従うこと、当該情報の漏洩を防止するための安全管理措置を講ずること等が定められた（第 36 条）。第二に、匿名加工情報を提供するときは、あらかじめ匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目等を公表することが定められた（第 37 条）。第三に、匿名加工情報を他の情報と照合してはならないこと等が定められた（第 38 条）。第四に、匿名加工情報取扱事業者は安全管理措置を講じ、それを公表することが定められた（第 39 条）。

なお骨子（案）の段階では、第三者に提供するために匿名加工情報を作成するときは、個人情報保護委員会に届け出ることとされていたが、事業者の負担等を考慮し、法律案には盛り込まれなかった（第 36 条）。

認定個人情報保護団体¹⁸は、業界の特性に応じた具体的な運用ルール（匿名加工情報への加工方法等）を策定することが可能であるが、同団体が作成するよう努めなければならない個人情報保護指針についての規定を改正し、作成の際には、消費者の意見等を聴くとともに個人情報保護委員会へ届け出ること、届出を受けた個人情報保護委員会はその内容を公表することが義務付けられた（第 53 条）。

ウ 個人情報の保護の強化（名簿屋対策）

いわゆる名簿屋問題により、個人情報の取扱いについて一般国民の懸念が増大したこともあり、その対策として、必要に応じて個人情報の流通経路をたどることができるようにし（トレーサビリティの確保）、また、不正に個人情報を提供した場合の罰則を設け（データベース提供罪の新設）、不正な個人情報の流通を抑止することとした。

トレーサビリティの確保については、受領者は提供者の氏名やデータ取得経緯等を確認し、一定期間その内容を保存することとし（第 26 条）、提供者も、受領者の氏名等を一定期間保存することとされている（第 25 条）。

データベース提供罪については、先にも述べたベネッセホールディングスの個人情報データの流出事件が一つの契機となっている。同件は不正競争防止法で立件されているが、持ち出した情報が営業秘密に当たらない事案については、同法では処罰できない。そこで、第 83 条では、個人情報データベース等を取り扱う事務に従事する者又は従事していた者が、不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金としている。

エ 個人情報保護委員会の新設及びその権限

個人情報の取扱いの監視監督権限を有する第三者機関として、番号利用法に基づく特定個人情報保護委員会を改組する形で個人情報保護委員会を新設した。同委員会は内閣府の外局として設置されるいわゆる三条委員会¹⁹で、これまで消費者庁の所掌事務であ

¹⁸ 個人情報取扱事業者等の個人情報等の適正な取扱いの確保を目的として、対象事業者の個人情報等の取扱いに関する苦情の処理等を行おうとする法人等で、個人情報保護委員会の認定を受けた者をいう。

¹⁹ 国家行政組織法第 3 条に基づく委員会をいうが、個人情報保護委員会は、内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 49 条第 3 項の規定に基づく。

った「基本方針の策定及び推進に関すること」は個人情報保護委員会に移管されることとなる。

また、個人情報取扱事業者の監督を行う主体を主務大臣から個人情報保護委員会に改めるとともに、匿名加工情報取扱事業者の監督を個人情報保護委員会が行うものとする、としており、委員会の権限として新たに、立入検査を追加した。なお、報告徴収及び立入検査の権限は事業所管大臣等に委任することができるとしている（第44条）。

委員会の所掌事務の拡大に伴い、委員（委員長を除く。）の人数を6名から8名に増員するとともに（第63条第1項）、委員の選任に係る規定に「消費者の保護に関して十分な知識と経験を有する者」が盛り込まれた。また、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができることとされた（第69条）。

オ 個人情報の取扱いのグローバル化

先にも述べたように、諸外国における情報の利用・流通とプライバシー保護の双方を確保するための取組に配慮し、制度の国際的な調和を図る必要があるとして、改正が行われた。第6条（法制上の措置等）において、「政府は、（中略）国際機関その他の国際的な枠組みへの協力を通じて、各国政府と共同して国際的に整合のとれた個人情報に係る制度を構築するために必要な措置を講ずるものとする」ことが、新たに盛り込まれた。

それに伴い、外国にある第三者への提供を制限する規定を新設し、個人情報取扱事業者は、外国（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。）にある第三者（個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備する者を除く。）に個人データを提供する場合には、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならないものとした（第24条）。

また、国境を越えた適用についての規定（第75条）と、外国執行当局への情報提供に関する規定（第78条）を設けた。前者により、日本国内にある者の個人情報を取得した外国の個人情報取扱事業者についても個人情報保護法を原則適用するとともに、後者により、個人情報保護委員会は、この法律に相当する外国の法令を執行する外国の当局に対し、その職務の遂行に資すると認める情報の提供を行うことができるものとした。

カ その他改正事項

小規模取扱事業者への対応として、個人情報保護法上の義務が課される個人情報取扱事業者の範囲を定める基となる、その事業の用に供する個人情報データベース等についての定義から「利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるもの」を除く（第2条第4項）一方、その取り扱う個人情報の量が5,000人以下の者も個人情報取扱事業者に含まれることとしている（同条第5項）。

利用目的の制限の緩和として、第15条第2項（利用目的の特定）を「個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない」とし、現行法において「相当の関連性」と

されていた部分を「関連性」と改めている。これにより、本人の同意を得ることなく変更することのできる範囲が拡大されることとなる。

第 23 条（第三者提供の制限）について、オプトアウト方式による第三者提供をしようとする場合に、データ項目等を個人情報保護委員会へ届け出ることとし、個人情報保護委員会はその内容を公表することとした。

個人情報取扱事業者の保有個人データの開示、訂正等、利用停止等が、個人情報によって識別される特定の個人（本人）が裁判上行使することのできる権利としての請求権であることを明示するため、これらに係る規定（第 28～30 条）等で「求め」としていた文言を「請求する」に改めるとともに、請求に係る訴えの提起については、相手方の事業者にあらかじめ請求を行い、かつ、その到達した日から 2 週間経過した後でなければならないとする事前の請求の規定を設け（第 34 条）、事業者側の負担にも配慮している。

（2）番号利用法

ア マイナンバーの利用範囲の拡充

地方公共団体の要望を踏まえて、特定優良賃貸住宅の管理等において、マイナンバーの利用ができるようにする。また、医療分野においては、健康保険組合等が行う被保険者の特定健康診査情報の管理等に、マイナンバーを利用できるようにする。

イ マイナンバーの情報連携の範囲の拡充

地方公共団体の要望を踏まえて、地方公共団体が行う独自利用事務において情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携をできるようにする。また、予防接種履歴について地方公共団体間での情報連携をできるようにする。

ウ 金融分野における個人情報の活用

預金保険機構等が行う金融機関破綻時の預金保険制度等における債権額の把握に関する事務においてマイナンバーを利用できるようにする。

5. 主な論点

（1）欧州委員会による十分性認定

平成 27 年度の内閣官房予算において、欧州等との制度の十分性認定に係る交渉等を実施するための予算を計上し、交渉の準備を進めている。

交渉の論点の一つに、監督機関の独立性の問題がある。今回の法改正により設立される個人情報保護委員会について、データ保護指令第 28 条で定める完全独立性の要件を満たしていると認められるのか注目される場所である。なお、行政機関等保有個人情報の取扱いに関する規制の在り方については、法律案附則第 12 条第 1 項において、行政機関等匿名加工情報の取扱いに対する指導、助言等を統一かつ横断的に個人情報保護委員会に行わせることを含めて検討する旨の規定が盛り込まれた。

（２）国民の不安解消

個人情報の保護という観点から、消費者団体等の意見が反映された点が多く見られるものの、「今回の法改正では、情報を匿名にすることで第三者への提供を認めたが、個人情報が本人の知らないところで使い回されることへの不安は消えない。氏名などを削除しても、ネット上に流布する他の情報と突き合わせれば個人が特定される恐れもある²⁰」などの声もある。そうした中、名簿屋対策として設けられたトレーサビリティの確保の規定や、外国の個人情報取扱事業者について個人情報保護法を適用する規定の実効性が担保され、国民の不安解消が十分図られるのかという点も問題となろう。

（３）匿名加工情報に関する課題

匿名加工情報を作成するときは、個人情報を復元することができないように、個人情報保護委員会規則で定める基準に従って、個人情報を加工することが義務付けられる（第36条第1項）が、あらゆる個人情報を匿名化する汎用的手法は存在せず、匿名加工情報の取扱いに関する監督には限界があるとの指摘もある。また、個人情報保護委員会規則で定める基準に基づく匿名加工について、事業者側の予見可能性は十分かという疑問もあることから、事業者があらかじめ委員会等に相談する仕組みの必要性も問題となろう。また、消費者の視点からは、流通した匿名加工情報から本人が識別されることの懸念への対策として、そうした事実があった場合の本人への通知等の仕組みの必要性も問題となろう。

（４）マイナンバーの適用範囲拡大の是非

マイナンバー等分科会の中間とりまとめ（平成26年5月20日）において、制度の趣旨や個人情報の保護等に配慮しつつ、個人番号の利用範囲の拡大や制度基盤の活用を検討すべき事務として、医療・介護・健康等に係る事務の効率化や全国的なサービス連携等に関連する医療・介護・健康情報の管理及び医療情報の蓄積・分析等に係るものが挙げられている²¹。

しかしながら、医療分野への適用範囲拡大については、慎重であるべきという意見も見られる。「医療等IDに係る法制度整備等に関する三師会²²声明」（平成26年11月19日）によると、「医療情報は公益上の理由から集積し活用される必要もあり、その際に個人を識別する番号は必要となる。また、複数の施設、多職種の人員が関わる地域医療・介護連携などでも共通の患者番号があればより効率的になることは間違いない。こうしたことから、機微性の高い医療情報を扱う番号には、他の分野とリンクしない医療等分野専用の番号（医療等ID）が必要と考える。機微な医療情報を管理する番号がマイナンバー制度の個人番号のように悉皆性を持ち唯一無二であると、過去から現在治療中の病気、死後にいたるまで紐付けできるということになる。場合によっては、一貫した記録として取り出せることになり、デジタルデータとして漏洩してしまった場合取り返しのつかないことになること

²⁰ 『東京新聞』夕刊（平27.3.10）

²¹ そのほか、戸籍事務、旅券事務、預貯金付番、自動車の登録に係る事務が挙げられた。

²² 日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会を指す。

が容易に予測できる」として、マイナンバーとは異なる医療等IDの必要性を主張している。

6. おわりに

今回の個人情報保護法の改正においては、経済団体や消費者団体を始めとした多くの関係団体がそれぞれ異なる立場から述べた主張を調整しつつ反映させる形となった。大綱、骨子（案）、法律案とその提出に至るまで幾度も内容の変更が見られたことも、立場の異なる主張の調整の難しさの現れではないかと思われる。

IT分野は日々の進歩が著しく、ビッグデータを活用した日本発のイノベーションが期待される一方で、自分のパーソナルデータが悪用されるのではないかという不安や、これまで以上に十分な注意を払ってパーソナルデータを取り扱ってほしいという消費者の声も多く聞かれるところである。

いずれにせよ、国民一人一人の利益、ひいては我が国全体の利益に資するよう、今後も個人情報の保護と利活用の両面から議論が尽くされることを願うものである。

【参考文献】

石井夏生利『個人情報保護法の現在と未来』（勁草書房、2014年）

（やざわ ひかる）